

令和6年台風第10号に伴う災害により被災された方々へ 健康保険一部負担金の猶予等について

2024/8/30

令和6年8月の台風災害により、被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。被災世帯の健康保険被保険者（ご本人）及び被扶養者（ご家族）に係る一部負担金等並びに健康保険料の取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

1 一部負担金等の徴収猶予について

災害により被害にあわれた被保険者及び被扶養者の方々が医療機関等にて支払う一部負担金等について、徴収猶予を実施いたします。

2 健康保険料の納期限の延長及び納付猶予について

被害にあわれた任意継続被保険者に対する健康保険料の納期限の延長を実施いたします。

3 被保険者証等の取扱いについて

災害により被保険者証等を紛失した場合の取扱いについては、申請に応じ速やかに再交付をいたします。

4 徴収猶予および保険料納付期限猶予対象者

以下適用地区にお住まいの方

* 「災害救助の適用地区」を参照

5 その他

災害に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難されている方は、以下の事項を病院等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険扱いで受診できます。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③連絡先（電話番号等）
- ④加入している保険者名：「旭化成健康保険組合」

本件の取り扱いについて、不明な点がある場合は、以下まで連絡してください。

連絡先 旭化成健康保険組合 災害猶予証明発行担当

TEL 0982-22-2900